

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成24年10月12日
【四半期会計期間】 第130期第3四半期（自平成24年6月1日至平成24年8月31日）
【会社名】 株式会社不二越
【英訳名】 NACHI-FUJIKOSHI CORP.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 本間 博夫
【本店の所在の場所】 富山市不二越本町1丁目1番1号
【電話番号】 076(423)5111（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 小林 昌行
【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋1丁目9番2号（汐留住友ビル）
【電話番号】 03(5568)5111（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 薄田 賢二
【縦覧に供する場所】 株式会社不二越 東日本支社
（東京都港区東新橋1丁目9番2号（汐留住友ビル））
株式会社不二越 中日本支社
（名古屋市名東区高社2丁目120番3号）
株式会社不二越 西日本支社
（大阪市北区中之島3丁目2番18号（住友中之島ビル））
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第129期 第3四半期連結 累計期間	第130期 第3四半期連結 累計期間	第129期
会計期間	自平成22年12月1日 至平成23年8月31日	自平成23年12月1日 至平成24年8月31日	自平成22年12月1日 至平成23年11月30日
売上高(百万円)	120,502	129,068	166,023
経常利益(百万円)	9,247	7,024	12,913
四半期(当期)純利益(百万円)	7,112	3,779	10,016
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	6,793	4,261	7,435
純資産額(百万円)	60,282	63,840	60,957
総資産額(百万円)	180,241	202,862	179,791
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	28.61	15.20	40.29
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	31.9	29.9	32.4

回次	第129期 第3四半期連結 会計期間	第130期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年6月1日 至平成23年8月31日	自平成24年6月1日 至平成24年8月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)	7.98	4.57

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第129期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、次の内容を追加いたしました。なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

平成23年7月26日に、ベアリングの取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。また、当社の子会社であるNACHI EUROPE GmbHは、平成23年11月8日（現地時間）に、ベアリングの取引に関してEUにおける競争法違反の疑いがあるとして、欧州委員会の調査を受けました。加えて、当社は平成24年4月20日に、独占禁止法違反の容疑により東京地方検察庁特別捜査部及び公正取引委員会による捜索を受けました。

さらに、当社及び当社元役員等が、平成24年6月14日に、ベアリングの取引に関する独占禁止法違反の容疑により、公正取引委員会から告発され、東京地方検察庁から起訴されました。

当社グループは、国内外の関係当局による調査等に全面的に協力しております。

なお、これらの調査等は現在も継続中であり、今後、当社グループの経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成23年12月1日～平成24年8月31日）の当社グループをとり巻く環境は、欧州での金融・債務危機に加え、新興国における景気調整、円高の定着など、総じて厳しい状況にありました。

このような環境のもと、当社グループは、機械加工、機能部品、材料事業をあわせ持ち、顧客に多様なソリューションを提供できる総合機械メーカーとしての長をを活かし、業容の拡大にとり組んでまいりました。その結果、当第3四半期連結累計期間の連結売上高は、1,290億68百万円と前年同期に比べ7.1%の増収となりました。このうち、国内向けの売上高は819億79百万円（前年同期比13.7%増）、海外売上高は470億89百万円（同2.7%減）であります。

利益面につきましては、売上・生産の増加による操業度の向上や海外調達の推進など継続的なコストダウンにとり組みましたが、円高による輸出採算の悪化、海外事業拡大に伴う固定費の増加、原材料価格の上昇などの影響が大きく、営業利益は84億54百万円（前年同期比20.9%減）、経常利益は70億24百万円（同24.0%減）、四半期純利益は37億79百万円（同46.9%減）となりました。

セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

機械工具事業では、新興国をはじめとした自動車メーカーの生産が引き続き堅調に推移するとともに、航空機や発電関連などエネルギー・インフラ分野が伸長し、機械工具トータルの売上高は455億67百万円（前年同期比13.9%増）となり、営業利益は40億4百万円（同26.0%増）となりました。

部品事業では、中国の建設機械分野、産業機械・市販分野の停滞の影響がありましたが、自動車メーカーの生産が堅調に推移し、部品トータルの売上高は727億18百万円（前年同期比4.2%増）を確保しました。一方、利益面については、円高による輸出採算の悪化や固定費などの増加により、営業利益は29億63百万円（同49.8%減）となりました。

その他の事業につきましては、産業機械分野を中心に、特殊鋼、熱処理装置の需要が前年並みに推移し、売上高は107億82百万円（前年同期比0.6%増）となりましたが、利益面では、固定費などの増加により、営業利益は14億45百万円（同9.1%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、2,028億62百万円となり、前連結会計年度末に比べ230億71百万円増加しました。主として、現金及び預金が207億20百万円、たな卸資産が22億55百万円増加しております。

負債合計は、1,390億21百万円となり、前連結会計年度末に比べ201億87百万円増加しました。主として、借入金が268億56百万円増加し、未払費用など流動負債その他が28億78百万円、支払手形及び買掛金が27億32百万円減少しております。

純資産合計は、638億40百万円となり、前連結会計年度末に比べ28億83百万円増加しました。主として、利益剰余金が22億87百万円増加しております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「対処すべき課題」について、次の内容を追加いたしました。なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

平成23年7月26日に、ベアリングの取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。また、当社の子会社であるNACHI EUROPE GmbHは、平成23年11月8日（現地時間）に、ベアリングの取引に関してEUにおける競争法違反の疑いがあるとして、欧州委員会の調査を受けました。加えて、当社は平成24年4月20日に、独占禁止法違反の容疑により東京地方検察庁特別捜査部及び公正取引委員会による捜索を受けました。

さらに、当社及び当社元役員等が、平成24年6月14日に、ベアリングの取引に関する独占禁止法違反の容疑により、公正取引委員会から告発され、東京地方検察庁から起訴されました。

当社グループは、国内外の関係当局による調査等に全面的に協力しております。

これら一連の件につきましては、株主の皆様をはじめ、お客様や関係者の皆様にご多大なご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、これらの事態を厳粛かつ真摯に受け止め、コンプライアンス体制のより一層の強化を狙いに、平成24年6月4日付で「コンプライアンス委員会」を新設いたしました。同委員会は、社長を委員長として、外部の弁護士もメンバーに加わり、コンプライアンスに関わるグループ全体の方針の策定と、諸施策の企画・推進、活動状況の監督・指導を行ないます。

また、「コンプライアンス委員会」が策定した方針、施策の実行組織として「コンプライアンス推進部」を新たに設けるとともに、各営業・製造・管理機能部門の管下に「コンプライアンス推進グループ」を新設し、海外を含めた全グループ従業員に対する方針の徹底と、教育・啓蒙活動を展開してまいります。

当社グループは、今回のコンプライアンス体制の強化・再構築により、法令遵守の徹底と社会的信頼の向上に努めてまいります。

なお、会社の支配に関する基本方針は次の通りです。

当社グループの財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

当社では、当社の株主のあり方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、特定の株主または株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為（本において、以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われた場合であっても、株主がこれを受け入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。こうした事情に鑑み、当社は、大規模買付者をして株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては当社取締役会が大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは経営方針等の代替の提案を株主に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、今日、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。

このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

基本方針実現のためのとり組みの具体的な内容の概要

1. 基本方針の実現に資する特別なとり組み

ナチ不二越グループは、「ものづくりの世界の発展に貢献する」という会社の使命に基づいて、総合機械メーカーとしての強みを発揮し、世界市場でナチブランドを確立することを経営の基本方針としております。

こうした経営の基本方針に基づいて、当社グループは、機械加工（工具、工作機械、超精密加工機械）、ロボット、機能部品（ベアリング、油圧機器、カーハイドロリクス）、材料（特殊鋼、コーティング、工業炉）事業で蓄

積してきた技術シーズ、事業のシナジーを活かして、世界の顧客のものづくりのプロセスに対して、高精度、高機能、高い信頼性をアピールできる商品ラインとサービスを提供しております。

そして、経営の透明性・公平性を高め、株主をはじめナチ不二越グループと関係するカスタマー、サプライヤー、金融機関、従業員、地域社会など多様なステークホルダーとの良好な関係を築き、長期的かつ安定的な収益の確保をはかり、企業価値を高めて社会的な使命を果たすよう努めております。

さらに、当社としましては、機械加工、ロボット、機能部品、材料事業をあわせもつナチ不二越グループの強みを活かして独自の経営モデルをつくりあげ、持続的な企業成長をはかって企業価値を高めて“成長企業への挑戦、夢をかなえるものづくり企業”を実現することを目指して2020年をターゲットとした長期ビジョンと、2013年までの中期経営計画を策定いたしました。

また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を企業経営の基本の一つとして位置づけ、配当につきましては、連結業績、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本としております。また、内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充当いたします。

ナチ不二越グループは、長期的な展望に立って経営資源の拡充に努め、中期経営計画における基本方針に基づいて、ナチブランドの確立と企業価値の最大化にグループをあげとり組んでまいります。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させ、上記基本方針（当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針をいいます。以下、同じとします。）を実現するため、平成20年1月21日開催の取締役会において、下記の特定の株主または株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「原施策」といいます。）の導入について決議し、平成20年2月20日開催の当社第125期定時株主総会において原施策の導入に関する定款変更議案および原施策の導入に関する議案は承認可決されました。

当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等も踏まえ、原施策の継続の是非や内容について検討を行った結果、平成23年1月18日開催の取締役会において、原施策を一部見直したうえで継続する内容の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）について決議し、平成23年2月23日開催の当社第128期定時株主総会において本施策の継続に関する議案は承認可決されました。

(a) 本施策継続の目的および対象となる当社株券等の買付け

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所金融商品市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記に記載の基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し、向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、()当社株券等の保有者およびその共同保有者、または()当社株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記()の場合においては当該保有者の株券等保有割合をいい、特定株主グループが上記()の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合の合計をいいます。

(b) 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主および当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議し、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。

本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外有識者から構成される独立委員会を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました。

なお、当社は、本施策に従って大規模買付対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行う場合があります。また、本施策の有効期限は、平成26年2月に開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

なお、本施策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nachi-fujikoshi.co.jp/>）に掲載の平成23年1月18日付当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為

に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご参照ください。

上記のとりに組みに対する当社取締役会の判断および理由

1. 基本方針の実現に資する特別なとり組み

上記 1. に記載した企業価値向上のためのとり組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。従って、これらのとり組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み

(a) 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付者をして株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示する等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記 に記載の当社の基本方針に沿うものです。

(b) 本施策が株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、本施策は当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的とするものであること、大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は事前に開示されていること、本施策の継続等について株主の意思が反映されていること、大規模買付対抗措置の発動の手続について取締役会の判断にかかる客観性・合理性が確保されていること、本施策は経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、本施策は企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に適合していること、デッドハンド型買収防衛策ではないこと、本施策は、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、23億46百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年10月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	249,193,436	249,193,436	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数1,000株
計	249,193,436	249,193,436		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成24年6月1日～ 平成24年8月31日	-	249,193	-	16,074	-	11,420

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成24年5月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成24年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 576,000		
	(相互保有株式) 普通株式 105,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 246,766,000	246,766	
単元未満株式	普通株式 1,746,436		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	249,193,436		
総株主の議決権		246,766	

【自己株式等】

平成24年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社不二越	富山市不二越本町 1丁目1番1号	576,000		576,000	0.23
(相互保有株式) 東亜電工株式会社	富山市中大久保 129-1番地	105,000		105,000	0.04
計		681,000		681,000	0.27

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

役名	氏名	退任年月日
常務取締役	荻野 肇一	平成24年4月16日

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (油圧事業・カーハイドロリクス事業担当、 技術開発担当、西日本営業担当、品質保証 担当、那智不二越(江蘇)精密機械有限 公司董事長)	常務取締役 (油圧事業・カーハイドロリクス 事業担当、技術開発担当、西日本 営業担当、品質保証担当)	寺越 秀夫	平成24年4月1日
常務取締役 (製造担当、軸受事業部長、工作機事業・ ロボット事業担当、環境安全総括)	常務取締役 (製造担当、工作機事業・ロボット 事業担当、環境安全総括)	佐々木 誠	平成24年4月16日
取締役 (経営企画部長、コンプライアンス推進担当、 法務担当、事務改善担当、東京業務担当)	取締役 (経営企画部長、法務担当、 事務改善担当、東京業務担当)	薄田 賢二	平成24年6月4日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年6月1日から平成24年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年12月1日から平成24年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,118	33,838
受取手形及び売掛金	38,192	37,190
商品及び製品	14,456	16,319
仕掛品	10,979	12,173
原材料及び貯蔵品	7,354	6,552
その他	5,436	5,657
貸倒引当金	93	102
流動資産合計	89,443	111,631
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	27,939	27,065
機械装置及び運搬具(純額)	34,550	35,377
その他(純額)	13,744	14,361
有形固定資産合計	76,235	76,804
無形固定資産	391	365
投資その他の資産		
投資有価証券	9,911	10,424
その他	3,830	3,658
貸倒引当金	21	21
投資その他の資産合計	13,720	14,061
固定資産合計	90,347	91,231
資産合計	179,791	202,862
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	36,758	34,025
短期借入金	24,056	36,318
未払法人税等	1,376	1,297
その他	13,186	10,308
流動負債合計	75,377	81,949
固定負債		
社債	7,530	7,480
長期借入金	23,026	37,620
退職給付引当金	6,553	5,916
役員退職慰労引当金	15	17
負ののれん	47	30
その他	6,283	6,006
固定負債合計	43,456	57,072
負債合計	118,834	139,021

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年8月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,074	16,074
資本剰余金	11,560	11,561
利益剰余金	40,218	42,505
自己株式	189	191
株主資本合計	67,664	69,950
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,074	2,212
為替換算調整勘定	10,173	10,096
在外子会社年金債務調整額	1,367	1,404
その他の包括利益累計額合計	9,465	9,287
少数株主持分	2,758	3,178
純資産合計	60,957	63,840
負債純資産合計	179,791	202,862

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年8月31日)
売上高	120,502	129,068
売上原価	93,555	102,616
売上総利益	26,947	26,451
販売費及び一般管理費	16,261	17,997
営業利益	10,685	8,454
営業外収益		
受取利息	81	40
受取配当金	154	180
負ののれん償却額	19	16
持分法による投資利益	35	37
その他	214	210
営業外収益合計	505	487
営業外費用		
支払利息	907	940
その他	1,036	976
営業外費用合計	1,943	1,916
経常利益	9,247	7,024
特別利益		
固定資産売却益	12	19
投資有価証券売却益	8	-
貸倒引当金戻入額	25	-
負ののれん発生益	8	-
特別利益合計	56	19
特別損失		
固定資産売却損	1	0
固定資産除却損	65	80
投資有価証券評価損	131	42
ゴルフ会員権評価損	3	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	28	-
特別損失合計	229	123
税金等調整前四半期純利益	9,073	6,921
法人税、住民税及び事業税	1,375	2,002
法人税等調整額	382	870
法人税等合計	1,757	2,873
少数株主損益調整前四半期純利益	7,316	4,047
少数株主利益	204	268
四半期純利益	7,112	3,779

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年8月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	7,316	4,047
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	556	137
為替換算調整勘定	22	132
在外子会社年金債務調整額	36	37
持分法適用会社に対する持分相当額	24	18
その他の包括利益合計	523	213
四半期包括利益	6,793	4,261
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,580	3,956
少数株主に係る四半期包括利益	213	304

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日至平成24年8月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年8月31日)
1. 受取手形割引高 13百万円 2.	1. 受取手形割引高 20百万円 2. 偶発債務 当社は、ペアリングの取引に関して平成23年7月に、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。また、平成24年6月に、当社及び当社元役員等が独占禁止法違反の容疑により、公正取引委員会から告発され、東京地方検察庁から起訴されました。 これにより、今後、課徴金等による損失が発生する可能性はありますが、現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、経営成績等に与える影響は明らかではありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年8月31日)
減価償却費 7,024百万円	減価償却費 7,511百万円
負ののれんの償却額 19百万円	負ののれんの償却額 16百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年12月1日至平成23年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年2月23日 定時株主総会	普通株式	994	4円00銭	平成22年11月30日	平成23年2月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年12月1日至平成24年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年2月21日 定時株主総会	普通株式	1,491	6円00銭	平成23年11月30日	平成24年2月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年12月1日至平成23年8月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報 (単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額(注)2
	機械工具	部品	その他	計		
売上高						
外部顧客への売上高	40,012	69,770	10,719	120,502	-	120,502
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,926	981	5,955	8,863	(8,863)	-
計	41,939	70,751	16,674	129,365	(8,863)	120,502
セグメント利益	3,177	5,904	1,589	10,671	13	10,685

(注)1.セグメント利益の調整額は、主としてセグメント間取引消去であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年12月1日至平成24年8月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報 (単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額(注)2
	機械工具	部品	その他	計		
売上高						
外部顧客への売上高	45,567	72,718	10,782	129,068	-	129,068
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,048	549	6,052	8,650	(8,650)	-
計	47,615	73,268	16,834	137,718	(8,650)	129,068
セグメント利益	4,004	2,963	1,445	8,412	41	8,454

(注)1.セグメント利益の調整額は、主としてセグメント間取引消去であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額	28円61銭	15円20銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	7,112	3,779
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	7,112	3,779
普通株式の期中平均株式数(千株)	248,626	248,617

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年10月12日

株式会社不二越
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 啓三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西川 正房 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 康宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社不二越の平成23年12月1日から平成24年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年6月1日から平成24年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年12月1日から平成24年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社不二越及び連結子会社の平成24年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。